

「緑樹苑指定訪問介護」重要事項説明書

1 事業所

- (1) 法人名 社会福祉法人 緑樹会
(2) 法人所在地 沖縄県沖縄市胡屋 7 丁目 2 番 10 号
(3) 電話番号 098-930-2525
(4) 代表者氏名 理事長 浜川 通
(5) 設立年月 昭和 54 年 4 月 5 日

2 事業所の概要

- (1) 事業所の名称 緑樹苑指定居宅サービス事業所
(2) 事業所の所在地 沖縄県沖縄市胡屋 7 丁目 2 番 10 号
(3) 電話番号 098-933-3280
(4) 管理者氏名 渡久地 一
(5) 指定年月日(更新) 平成 20 年 4 月 1 日
(6) 事業の目的

社会福祉法人緑樹会が開設する緑樹苑指定訪問介護事業所が行う指定訪問介護事業との適正な運営確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修修了者が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者等に対し、適正な指定訪問介護を提供することを目的とする。

(7) 事業所の運営方針

事業所の訪問介護員等は、要介護状態等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう入浴・排泄・食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの緊密な連携を図り、総合的なサービスの提供に務めるものとする。

3 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域

沖縄市・北谷町・宜野湾市・北中城村・うるま市

(2) 営業日及び営業時間

営業日	年中無休
営業時間	8:30~17:30

4 職員の配置

当事業所では、ご利用者に対して指定訪問介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉

※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

- (1) 管理者 1名
- (2) サービス提供責任者 3名以上
- (3) 常勤訪問介護員 1名以上
- (4) 非常勤訪問介護員 5名以上

5 事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご利用者のご家庭に訪問し、サービスを提供します。

①当事業所が提供するサービスは次の通りです。

- 身体介護
 - ・入浴介助
 - ・排泄介助
 - ・食事介助
 - ・体位変換
 - ・通院介助
 - ・その他（相談、助言等）
- 生活援助
 - ・調理
 - ・洗濯
 - ・掃除
 - ・買い物
 - ・その他（相談、助言等）

②サービス料金及び支払い方法

※緑樹苑居宅サービス事業所は特定事業所（Ⅱ）として基本料金に10%が加算されます。

【介護福祉士、1、2級ヘルパーの利用の場合】 基本料金（加算料金）

身体介護	20分未満	20分～30分未満	30分～1時間未満	1時間以上
料金	163円(+10%)	244円(+10%)	387円(+10%)	30分増すごとに82円
生活援助	20分～45分未満		45分以上	
料金	179円(+10%)		220円(+10%)	
初回加算	初回時、適切かつ質の高いサービス提供の為の労力評価 200円			
緊急時訪問介護加算	利用者やその家族から要請を受けケアマネージャーとの調整にて緊急に対応した場合。 100円			

※介護保険の給付を利用した一割の金額を表示しています。又、身体介護と生活援助の組み合わせでは料金に変動があります。

※平成28年8月1日より、「年金収入+その他の合計所得金額」を用いた判定により一定以上の所得のある第1号被保険者と判定された場合、自己負担金はサービス利用料金の個々の負担割合に応じた額を事業者に支払うものとします。

※夜間又は早朝に指定訪問介護を行った場合は、1回につき所定単位数の25%が加算され、深夜に指定訪問介護を行った場合は、1回につき所定単位数の50%が加算されます。

※緑樹苑居宅サービス事業所は介護職員処遇改善加算（I）として所定単位数に24.5%が加算されます。

※利用料の支払い方法は、現金、又は銀行口座引き落とし、振り込みにより支払いいただきます。

6 事業者は利用者からの援助中止（キャンセル）の事前連絡がなかった場合などに、訪問介護員が利用者宅へ伺った際は取り消し料が発生します。但し利用者の体調不良など正当な時由がある場合はこの限りではありません。

時間	キャンセル料
サービス利用日の前日に連絡があった時	無料
サービス利用日の前日までに連絡がなかった時	利用料自己負担料金の50%

7 苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口 (担当者) 管理者 渡久地 一

電話番号 098-933-3280

○受付時間 毎週月曜日～金曜日 8：30～17：30

下記の専用窓口でも受け付けています。

沖縄市役所 介護保険課 管理係

(住所) 沖縄市仲宗根町26番1号

(電話番号) 098-939-1212

沖縄県国民健康保険団体連合会

(住所) 那覇市泉崎1丁目2番1号

(電話番号) 098-860-9026

8 虐待の防止について

事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、下記の対策を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待に関する責任者：(管理者) 渡久地 一

(2) 成年後見制度の利用を支援します。

(3) 苦情解決体制を整備しています。

(4) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修を実施します。

(5) 虐待防止委員会を設置し、虐待の未然防止や虐待事案発生時の検証、再発防止策の検討等を行います。

9 業務継続に向けた取り組みの強化について

事業所は感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

(1) 事業所は従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、

必要な研修及び訓練を定期的に実施します。（年1回以上）

(2) 事業所は定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

10 緊急時等における対応方法

- (1) 訪問介護員は、訪問介護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。
- (2) 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
- (3) 事業所は、利用者に対する指定訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。
- (4) サービス提供中に病状の急変などがあった場合は、速やかにお客様の主治医、救急隊、緊急時連絡先（ご家族等）、居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者等へ連絡をします。

11 職場におけるハラスメント

事業者は、適切な社会福祉事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業制限が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

- (1) 当事業所のハラスメント(パワハラ、セクハラ、カスハラ等)防止マニュアルについては、「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」(管理職・職員向け)研修のための手引きに基づいて対応します。

主治医	病院名及び所在地	
	氏名	
	電話番号	

緊急時連絡先 (家族等)	氏名（続柄）	
	住所	
	電話番号	

指定訪問介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

緑樹苑指定居宅サービス事業所

説明者職名 氏名 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、令和 年 月 日からの指定訪問介護サービスの提供開始に同意しました。

令和 年 月 日

利用者住所

利用者氏名 印

家族者氏名 印 続柄 ()